

サイバーセキュリティに関する相互協力協定

山形県警察（以下「甲」という。）、山形県商工会議所連合会（以下「乙」という。）、山形県商工会連合会（以下「丙」という。）、山形県中小企業団体中央会（以下「丁」という。）、公益財団法人山形県企業振興公社（以下「戊」という。）及び一般社団法人山形県情報産業協会（以下「己」という。）は、県内の中小企業その他の企業及び事業者（以下「中小企業等」という。）のサイバーセキュリティ対策の強化及び支援に関し、次のとおり協定を締結する。

平成29年2月15日

甲 山形県警察本部
生活安全部長

齊藤日出男

乙 山形県商工会議所連合会
幹事

森亮

丙 山形県商工会連合会
専務理事

松田一彦

丁 山形県中小企業団体中央会
副会長兼専務理事

齊藤豊

戊 公益財団法人山形県企業振興公社
常務理事

脇川清道

己 一般社団法人山形県情報産業協会
理事

黒澤菜

（目的）

第1条 この協定は、山形県の地域経済を支え、その発展に重要な役割を果たしている中小企業等のサイバーセキュリティ対策を強化するため、協定機関が相互に連携・協力し、これを支援することにより、安全・安心な山形県を実現することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 協定機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 中小企業等のサイバーセキュリティ意識の向上を目指した広報啓発活動の推進
- (2) サイバーセキュリティに関する情報共有体制の構築
- (3) サイバーセキュリティに関する相談体制の構築
- (4) サイバーセキュリティ事案発生時の相互連携による対処の推進
- (5) その他サイバーセキュリティに関して必要な事項

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の1日前までに、協定機関のいずれからも改廃の申入れがない場合は、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項、この協定について疑義が生じた事項その他この協定の実施に当たり必要と認める事項は、協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から実施する。
- 2 この協定の締結を証するために、本協定書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が署名の上各自1通を保有するものとする。